

【東京大学の活動制限レベル】に対応した、出張、外部者訪問、対面集会等のガイドライン#

日頃より自己の健康状態を把握すること。なお、体調が思わしくない場合には、活動を自粛すること

農学生命科学研究科スタッフ会議

東京大学の活動制限レベル	出張時に要求する喫緊度* (出張が認められる者)	外部者訪問**時に要求する喫緊度* (研究科訪問が認められる者)	対面集会等***		備考
4	****	****	開催を認めない		
3	大 (教職員のみ)	大 (教職員と連絡をとれている社会人のみ)	開催を認めない		【出張】・【外部者訪問】は、実施前に申請書を提出すること****
2	中 (教職員のみ)	中 (教職員と連絡をとれている社会人のみ)	開催を認めない		【出張】・【外部者訪問】は、実施前に申請書を提出すること****
1	小 (教職員・大学院生および研究室に所属し研究を行う学部学生・研究生)	小 (教職員と連絡を取れている、社会人と学生)	教員が主体となり開催される学術集会等	3 密回避等、衛生的に推奨される事柄を実施することを条件に、比較的小規模の集会等の開催（概ね10名以下、あるいは使用施設定員の1/10以下の開催）を認める	【出張】・【外部者訪問】・【対面集会等】は、実施前に申請書を提出すること****
			学協会が主体となり開催される学術集会等	開催を認めない	
			学生が主体となり開催される学術集会等	開催を認めない	
			その他	開催を認めない	

0. 5	要求しない (教職員・全ての学生)	要求しない (教職員と連絡を取れ ている、社会人と学生)	教員が主体となり開催される学術 集会等	3 密回避等、衛生的に推奨される事柄 を実施することを条件に、比較的 中規模の集会等の開催（概ね 100 名 以下、あるいは使用施設定員の 1/3 以 下での開催）を認める	【学生が参加する出張の内、野外活動を伴わず、実習にも 該当しないもの】と【対面集会等】は、実施前に申請書を 提出すること***** 【出張】【外部者訪問】においては、以下の事柄を確実に 遂行すること。さらに、感染が発生した場合に備え、必要 な記録を確実に残しておくこと 【出張】 (1-1) 学生実習の場合：同行する教職員に関しては出張と してこの指針に沿って申請のこと。実習の計画そのもの は、別途教務課程由で教育会議として審査する。 (1-2) (1-1) 以外の場合：指導教員や関連教員は、事前に、 出張者の健康状態や行動記録等を確認する。 以下は(1-1)(1-2)に共通の事柄となる (2) どのような移動手段により、何処に行ったのか、その 際、どのような感染症対策をとったのかを記録する (3) 出張先での用務において、どのような感染症対策を とったのかを記録する。 (4) 出張中の本人と同行者の行動記録、さらには出張中に 面会した人の情報を、一定期間（2 週間）保存する。 【外部者訪問】 (1) 誰が、いつ、どこに来たのかを記録する。 (2) 用務内容に即し、どのような感染症対策をとったのか を記録する。 (3) 訪問者の情報（氏名、連絡先等）を、一定期間（2 週 間）保存する。
			学協会が主体となり開催される学術 集会等*****		
			学生が主体となり開催される学術 集会等		
			その他*****		

0	要求しない (教職員・全ての学生)	要求しない (教職員と連絡を取っている、社会人と学生)	開催に制限を設けない	申請書提出は不要 ただし、以下の事柄に十分に配慮し、感染が発生した場合に備えて、必要な記録を確実に残しておくこと 【出張】 (1) どのような移動手段により、何処に行ったのか、その際、どのような感染症対策をとったのかを記録する。 (2) 出張先での用務において、どのような感染症対策をとったのかを記録する。 (3) 出張中の本人と同行者の行動記録、さらには出張中に面会した人の情報を、一定期間（2週間）保存する。 【外部者訪問】 (1) 誰が、いつ、どこに来たのかを記録する。 (2) 用務内容に即して、どのような感染症対策をとったのかを記録する。 (3) 訪問者の情報（氏名、連絡先等）を、一定期間（2週間）保存する。 【対面集会等】 (1) どのような感染症対策をとったのかを記録する（消毒方法や濃厚接触者を出さない、あるいは濃厚接触者出現を最小限に留める仕組み等） (2) 参加された方々の情報（氏名、連絡先等）を、一定期間（2週間）保存する。
---	----------------------	--------------------------------	------------	--

農学生命科学研究科長あるいはその職務代理者の命令等による活動は、本ガイドラインに依らず実施できるものとする。

* 別表参照のこと

**短時間（15分程度以内）の話し合い等、濃厚接触者が生じない場合には、申請書提出は不要とする

***【教員が主体となり開催される学術集会等】【学協会が主体となり開催される学術集会等】【学生が主体となり開催される学術集会等】【その他】と分類している

****スタッフ会議において、別途考慮する

*****スタッフ会議において審査する。 グーグルフォームより申請すること

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeWAIgpyBvxwc_eEB-xoNFDhof8KO7ilwLYcwsM5-LYpO4tMA/formResponse

*****参加者に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には（集会等開催後、概ね1週間以内）、建物等の除染等が必要となる。その費用負担に関して、誠意を持って当研究科と対応されることを開催の許可条件とする。

（別表）諸活動の喫緊度に関する参照表

（想定される）具体的活動内容	喫緊度
医療的行為	大
動物・植物・微生物の生命維持	中
国や地方公共団体からの強い依頼	大（要依頼文提示）
当該時期だけ可能な活動（研究）＊	中
当該時期だけ可能な活動（教育）＊	小

＊【当該時期】は対象物に対しての概念であり、実施者に対してではない

<付記>

本ガイドラインは、令和2年7月6日より適用する

本ガイドラインは、東京大学大学院農学生命科学研究科スタッフ会議において改正できる